

参考資料

●所管行政庁

- ◆全ての建築物の診断結果の報告先

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市

- ◆建築基準法第6条第1項第2号建築物のうち木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）及び同項第3号建築物の診断結果の報告先

瀬戸市、半田市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市

- ◆上記の市以外の診断結果の報告先
愛知県

●通行障害既存耐震不適格建築物

【対象建築物】

以下の2つの要件を満たす建築物が耐震診断の義務化対象建築物となります。

- ①対象路線沿道に敷地が接している昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- ②図-2のように倒壊時に道路の半分を閉塞するおそれのある建築物

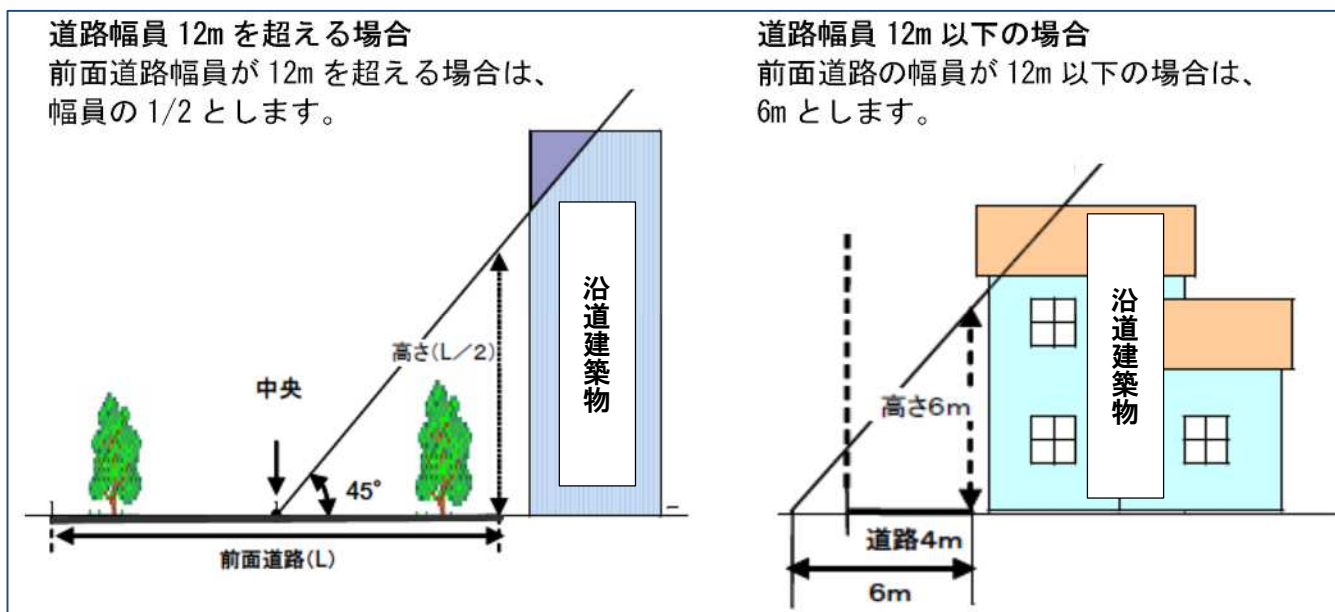


図-2 倒壊時に道路の半分を閉塞するおそれのある建築物